

武蔵野市 第六期 長期計画

2020～2029

(令和2年度～令和11年度)



武蔵野市 第六期 長期計画

2020～2029

(令和2年度～令和11年度)



誰もが安心して暮らし続けられる



このたび、令和2（2020）年度からの10年間を計画期間とする第六期長期計画を策定しました。これまで培ってきた市民参加・議員参加・職員参加の「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式を継承し、市内在住の市民で構成する策定委員会を中心に、市民、市議会議員、市職員からの数多くの意見を踏まえ、約2年間にわたる検討を行い策定した計画です。

武蔵野市長
松下 玲子

本市では、昭和46（1971）年に最初の基本構想・長期計画を策定してから約半世紀にわたり、市政運営の基本理念に市民自治の原則を掲げ、長期計画を軸とした総合的・計画的な行政運営を進めてきました。緑のネットワークづくりや公共施設の整備、福祉・教育の充実、コミュニティづくりなど、これまでの市民自治と計画行政の取組みが、現在の暮らしやまちの姿につながっています。



魅力と活力があふれるまちへ

本市の人口は当面は増加が続くと見込まれ、財政も現在は良好な状態にあります。少子高齢社会への対応や公共施設・都市基盤施設の再構築、共生社会の実現など、多くの難しい課題にも直面しています。時代の変化を踏まえながら、本市の強みを生かし、多様性を力に、まちづくりを担う様々な主体と連携・協働して課題解決に取り組まなければなりません。これまで築き上げてきた成果をさらに充実・発展させ、未来に引き継

いでいくことが、今を生きる私たちの使命であると考えます。

第六期長期計画では、武蔵野市の目指すべき姿として「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」を掲げ、その実現に向けて、5つの基本目標と8つの重点施策を設定しました。また、目指すべき姿の副題を「未来に挑戦！武蔵野市」としています。果敢に挑戦する気概を持って、この長期計画に基づき、市民の皆様

と共に、新たな10年の市政運営を推進してまいります。

本計画の策定にご尽力いただいた長期計画策定委員会の皆様、ご意見・ご提案をお寄せいただいた市民の皆様や関係の方々には、心より感謝を申し上げます。今後の本計画の実行にあたって、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和2(2020)年4月

Contents

第1章	武蔵野市の目指すべき姿と基本目標	007
10年後の目指すべき姿		008
1 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり		009
2 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり		009
3 コミュニティを育む 市民自治のまちづくり		009
4 このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり		010
5 限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり		010
第2章	長期計画の位置付け等	011
1 これまでのあゆみ		012
2 武蔵野市長期計画条例		012
3 長期計画の役割と位置付け		013
4 計画期間と計画見直しのサイクル		013
5 進捗管理と評価		014
第3章	これまでの実績と評価	015
1 第五期長期計画(平成24(2012)年度～)の実績と評価の概要		016
2 第五期長期計画・調整計画(平成28(2016)年度～)の実績と評価の概要		016
第4章	市政を取り巻く状況	019
1 市勢の概要		020
2 将来人口推計		021
3 財政計画の概要		024
4 社会経済情勢等の変化		026
第5章	基本的な考え方	031
長期計画における基本的な考え方		032
1 計画に基づく市政運営		032
2 情報共有の原則		032
3 市民参加の原則		033
4 協働の原則		033
第6章	本計画における基本課題等	035
1 基本目標と基本課題等との関係		036
2 基本課題		038
[基本課題A] 少子高齢社会への挑戦		038
[基本課題B] まちの活力の向上・魅力の発信		039

[基本課題C]	安全・安心を高める環境整備	040
[基本課題D]	公共施設・都市基盤施設の再構築	041
[基本課題E]	参加・協働のさらなる推進	042

第7章 重点施策 043

1	武蔵野市ならではの地域共生社会の推進	044
2	子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立	044
3	いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進	045
4	豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興	045
5	三駅周辺の新たな魅力と価値の創造	044
6	武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築	044
7	時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展	045
8	未来につなぐ公共施設等の再構築	045

第8章 施策の体系 047

1	健康・福祉	048
[基本施策1]	まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	050
[基本施策2]	生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	052
[基本施策3]	安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	054
[基本施策4]	福祉人材の確保と育成に向けた取組み	057
[基本施策5]	新しい福祉サービスの整備	059
2	子ども・教育	060
[基本施策1]	子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	061
[基本施策2]	安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援	063
[基本施策3]	子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実	065
[基本施策4]	子どもの「生きる力」を育む	067
[基本施策5]	教育環境の充実と学校施設の整備	070
3	平和・文化・市民生活	072
[基本施策1]	多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築	073
[基本施策2]	災害への備えの拡充	075
[基本施策3]	安全・安心なまちづくり	077
[基本施策4]	地域社会と市民活動の活性化	078
[基本施策5]	豊かで多様な文化の醸成	079
[基本施策6]	多様な学びや運動・スポーツ活動の推進	081
[基本施策7]	まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興	083
4	緑・環境	086
[基本施策1]	刻々と変化する環境問題への対応	087
[基本施策2]	地球温暖化対策の推進	089
[基本施策3]	「緑」を基軸としたまちづくりの推進	090
[基本施策4]	省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築	092
[基本施策5]	様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保	093

5 都市基盤	094
[基本施策 1] 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり	095
[基本施策 2] 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり	097
[基本施策 3] 誰もが利用しやすい交通環境の整備	100
[基本施策 4] 安全で快適な道路ネットワークの構築	101
[基本施策 5] 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり	103
[基本施策 6] 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり	104

6 行財政	106
[基本施策 1] 市民参加と連携・協働の推進	107
[基本施策 2] 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション	109
[基本施策 3] 公共施設等の再構築と市有地の有効活用	110
[基本施策 4] 社会の変化に対応していく行財政運営	111
[基本施策 5] 多様な人材の確保・育成と組織の活性化	114

第9章 財政計画	115
1 日本経済の情勢と国の財政	116
2 武蔵野市の財政の状況と課題	116
3 これまでの実績と今後の財政運営等	120
4 財政計画(令和2(2020)～令和6(2024)年度)	122
【参考】長期財政シミュレーションについて	125

第10章 資料編	127
付表	
[付表 1] 第六期長期計画の「基本目標」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係	128
[付表 2] 第六期長期計画の「重点施策」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係	130
[付表 3] 2018～2047年度(平成30～令和29年度)において 築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の一覧と床面積	132
[付表 4] 施策体系図	134
[付表 5] 主な事業の実施予定及び概算事業費	141
[付表 6] 武蔵野市第六期長期計画に位置付けた33の基本施策とSDGsの17の目標との関係	144

参考資料

[参考資料 1] 武蔵野市長期計画条例	147
[参考資料 2] 令和元年第3回武蔵野市議会定例会提出議案 「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」	148
[参考資料 3] 各分野における個別計画	153
[参考資料 4] 策定の流れ	154

用語説明	161
-------------	-----

第六期長期計画策定委員会 委員名簿	178
-------------------	-----

※ 年と年度の表記については、原則として元号と西暦を併記しています。

※ 巻末に用語説明を掲載している用語には、*の記号を付けています。

※ 本計画における「市民」の用語は、原則として、在住の方だけでなく在勤・在学の方も含めた意味で用いています(ただし、慣例的な表現などで原則と異なる場合があります)。

第1章

武蔵野市の 目指すべき姿と基本目標

1

多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

2

未来ある子どもたちが
希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

3

コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

4

このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・
楽しみ続けられるまちづくり

5

限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

*は巻末の
用語集参照

10年後の目指すべき姿

誰もが安心して 暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

～ 未来に挑戦！ 武蔵野市 ～

武蔵野市は、市制施行後70年を超えるこれまでのまちづくりの中で、市民が守り育ててきた豊かな緑が身近に感じられる良好な住環境と、文化の魅力薫る回遊性・利便性の高い商業地とが共存しながら発展してきた。

全国的には人口減少の波が押し寄せているが、昭和から平成にかけて13万人台を維持していた本市の人口は、平成25(2013)年には14万人を超えた。令和という新しい元号を迎えた今、さらに人口が増加している状況であり、未だ体験したことのない新しい局面に突入している。

市政も、グローバル化や自然災害の深刻化、少子高齢社会の到来等への対応を迫られる中、平和で安全なまちであり続け、また、世代を超えて愛着と誇りを感じることができるまちであり続けられるよう、「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」を10年後の目指すべき姿とし、これまでのまちづくりの成果を継承し、発展させつつ、市民とともに武蔵野市の新しい時代を築いていく。

目指すべき姿の実現に向けて、次のとおり、まちづくりの基本目標を掲げる。

基本
目標 1

多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が生まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。



テンミリオンハウス花時計

基本
目標 2未来ある子どもたちが
希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

collabono コミセン親子ひろば

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

基本
目標 3

コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化している。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循環のまちづくりを推進する。



どんど焼き

基本目標 **4**

このまちにつながる誰もが
住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向上させる。



コビス吉祥寺 正面の吉祥寺デッキ

基本目標 **5**

限りある資源を生かした
持続可能なまちづくり



中高生世代広場

魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限の資源である人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続可能なまちづくりを推進する。

第2章

長期計画の 位置付け等

1

これまでのあゆみ

2

武蔵野市長期計画条例

3

長期計画の役割と位置付け

4

計画期間と計画見直しのサイクル

5

進捗管理と評価



*は巻末の
用語集参照

1

これまでのあゆみ

本市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで約半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道等の市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。4年ごとに改定される長期計画に限らず、様々な市政課題の解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、「武蔵野市方式」という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

第六期の長期計画策定にあたって、これまでに培ってきた「武蔵野市方式」による策定方法を継承しつつ、市民ファシリテーターの導入や中高生世代広場などの新たな手法を試みながら、多様で広範な市民参加を実践している。

「武蔵野市方式」について

武蔵野市方式とは、市民参加・議員参加・職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的な市政運営に関するシステムのことをいう。

- 地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等の実施による、計画策定に必要な基礎データの整備と公開
- 市政アンケートや市民意識調査の実施による市民ニーズの把握
- 在住市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加・議員参加・職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため、討議要綱及び計画案を市報特集号で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期にあわせた4年ごとの見直しによる実効性の担保
- 長期計画と予算・決算の連動
- 長期計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

2

武蔵野市長期計画条例

かつては、地方自治法により、地方自治体が基本構想を議会の議決を経て策定することが法的に義務付けられていたが、地方分権改革の一環として、平成23(2011)年の地方自治法改正によりこれが廃止され、それぞれの自治体が自らの責任において計画的な行政運営に取り組むこととなった。

本市においては、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、市政運営には長期計画の策定が不可欠であるという認識のもと、「武蔵野市方式」による策定を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23(2011)年12月に制定した。

この条例において、長期計画を策定するときは、長期計画のうち市政の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経ることを市長に義務付けている。

3

長期計画の役割と位置付け

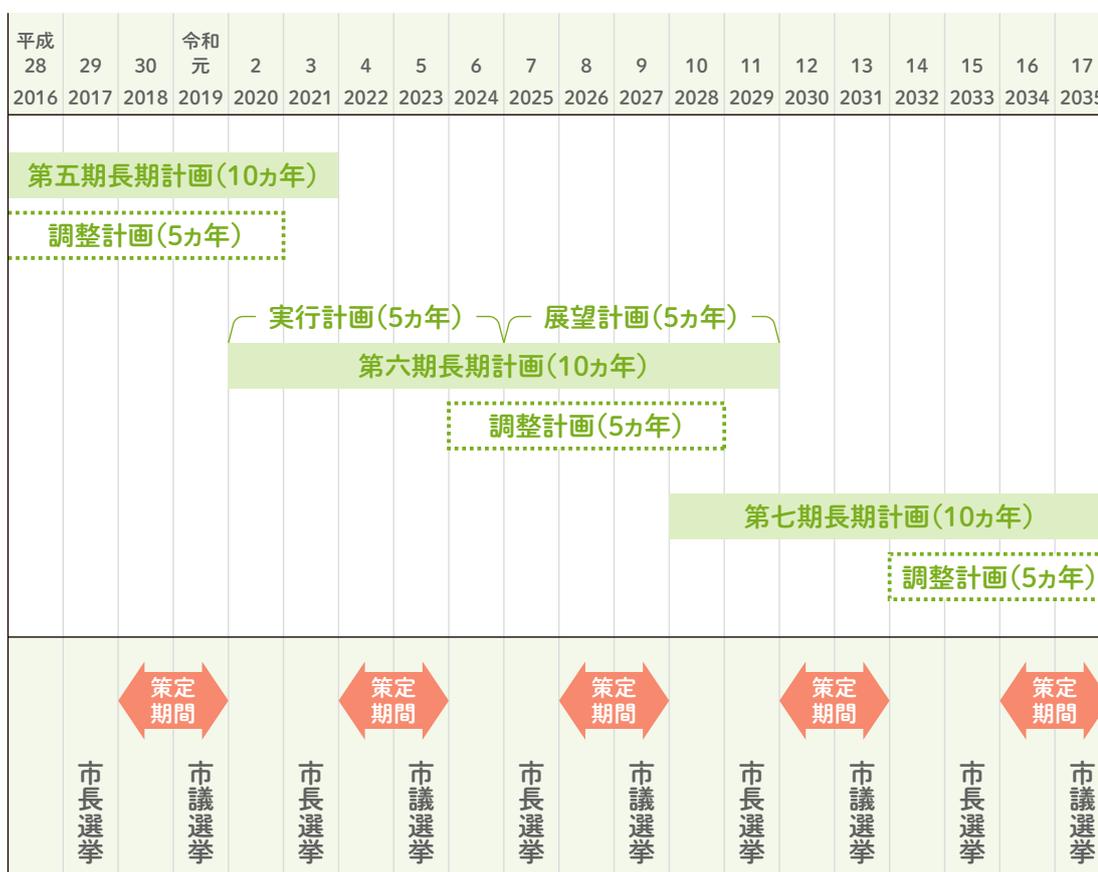
長期計画は、武蔵野市長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために定める市の最も重要な計画である。

現在、市には健康福祉総合計画、子どもプラン、都市計画マスタープラン*をはじめとする60以上の個別計画があるが、長期計画は全ての個別計画の最上位に位置し、分野を超えた総合的な視点により策定される。また、長期計画は、計画期間における財政の見通しを踏まえて、市政運営の基本理念や計画期間中に実施すべき政策を定める計画であり、市の政策は、速やかな対応が特に必要と思われるものを除き、原則として長期計画に基づき実施される。

4

計画期間と計画見直しのサイクル

第六期長期計画は、令和2（2020）年度を初年度とする10年間を計画期間とし、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画とする。なお、円滑な市政運営の継続のため、計画期間の最後の一年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期にあわせて4年ごとの見直しを行っている。また、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、調整計画を策定し、時代背景に応じた形で長期計画の実行計画部分を見直していく。なお、本市の長期計画は10年間を計画期間としているが、長期的な視野に立ち、20～30年先を見通したうえで策定するものである。



5

進捗管理と評価

(1) 進捗管理

本市では、予算の編成にあたり各部課から行われる予算要求は、長期計画に基づくことを基本的条件としている。また、市議会における予算審議において、市長が予算案とともに示す「施政方針並びに基本的施策」や「主要な施策」は、長期計画に基づき構成するとともに、「予算参考資料」等の資料はこれらに沿って作成している。毎年度の決算時においても、決算付属資料の「主要な施策の概要と成果の一覧」は、長期計画の施策の体系に沿って整理するなど、決算を通して長期計画の進捗状況を概観できるようになっている。このように、長期計画の規範性が予算編成や決算において浸透している。また、武蔵野市主要事業等進行管理規程に基づき、長期計画に示された事業等の中から市長が指定した事業については、執行計画書及び執行状況報告書を市長に提出することが定められており、市長による進行管理が毎月行われている。今後も、これらの制度に基づき進行管理を行う。

(2) 評価

長期計画に掲げる政策は、個別計画のように個別具体的に事業の実施等を定めたものではなく、事業を束ねた概念として、施策のあり方や施策の方向性等を示すものである。このことから、事業ごとの短期的な評価では、施策本来の有効性・効率性等を正しく示せない面がある。

これまで評価は、次期の長期計画または調整計画の策定に向けた作業の過程で、長期計画に掲げた施策等の進捗状況及び実績を把握するとともに、体系的に評価する必要があることから、長期計画の策定委員会によって実施されてきた。今後の評価については、新たな検討を行う行政評価制度とあわせて、より効果的な進め方を検討していく。

第六期長期計画 策定委員会



圏域別市民意見交換会



第3章

これまでの 実績と評価

1

第五期長期計画
(平成24(2012)年度～)の
実績と評価の概要

2

第五期長期計画・調整計画
(平成28(2016)年度～)の
実績と評価の概要

*は巻末の
用語集参照

1

第五期長期計画(平成24(2012)年度～)の実績と評価の概要

第五期長期計画は、「まちづくりの目標」として「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐまちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」の4点を掲げ、平成24(2012)年度からスタートした。

「自治と連携によるまちづくり」に向けては、武蔵野市自治基本条例*の具体的な検討が進んだほか、地域フォーラム*など市民団体間の連携を促進する取組みが広まった。

「支え合いをつむぐまちづくり」として、いきいきサロン*事業やシニア支え合いポイント制度*、子育てひろば事業*等をはじめとして、福祉や子育て、防災など各分野において、市民を主体とした共助を育む取組みが一層充実した。

「平和で美しいまちづくり」に関しては、武蔵野プレイスの充実や武蔵野ふるさと歴史館*の開館、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業、武蔵野アールブリュットの開催等、文化・スポーツ・交流・平和事業等の取組みが活発化し、市民文化の発展と平和を育む社会づくりに貢献してきたと言える。また景観を重視した街並み形成や、三駅周辺の整備、電線類地中化等により、美しく災害に強いまちづくりも着実に前進した。

「環境と共生するまちづくり」では、市民参加での新クリーンセンター整備や、緑・下水・エネルギー・資源等の武蔵野市環境基本計画で掲げる「スマートシティ*」を目指す総合的な取組みが成果として挙げられる。検討中のエコプラザ(仮称)*により、より多くの市民に環境への理解が広まることが期待される。

全体として、第五期長期計画で掲げた目標及び各施策は、待機児童対策など積み残しの課題はあるものの、おおむね達成されている。

しかし、全国的な人口減少基調が今後も続くことは明白になっており、雇用・産業など様々な面で社会構造の変化による課題認識が広がっている。本市の人口は当面は増加傾向であると推計しているものの、こうした社会環境の変化の中で今後も魅力と活力のある自治体であり続けるためには、限られた経営資源を最大限有効に活用していく一層の創意工夫が求められる。

2

第五期長期計画・調整計画(平成28(2016)年度～)の実績と評価の概要

(1) 健康・福祉

本市独自の「地域リハビリテーション*」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、様々な施策を実施してきた。誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるまちづくりの実現に向けた取組みは、着実に前進している。

平成28(2016)年度からいきいきサロン*事業やシニア支え合いポイント制度*を開始し、介護予防や健康寿命の延伸に寄与する活躍の場の創設と人材の裾野を広げたことは大きな成果と言える。

平成27(2015)年度からケアリンピック武蔵野*を毎年開催し、また、平成30(2018)年度に

は地域包括ケア人材育成センター*を開設しており、専門職と地域の担い手も含めた福祉人材の確保と育成に向けた取組みを推進している。今後は、より一層の福祉人材の不足が予測されており、さらなる人材確保と育成が求められる。

このほか、市内初の障害者支援(入所)施設である「わくらす武蔵野」やグループホームの整備等による障害者の地域生活支援の強化、医療と介護の連携の推進、生活困窮者自立支援事業、予防を重視した健康施策の推進、福祉サービスの基盤整備等についても着実になされている。

(2) 子ども・教育

待機児童対策について、保育施設の整備を進め定員枠を増加させたことにより、待機児童数は大幅に減少したものの、依然として解消には至っていない。引き続き、待機児童の早期解消と解消状態の維持に向けた取組みを進めるとともに、保育施設や保育関連施設の急増を踏まえ、保育の質をさらに向上させていくことが求められる。

地域子ども館あそべえ*と学童クラブ*については、(公財)武蔵野市子ども協会*へ運営が委託され、正規職員の配置により子どもの健やかな育ちを支える育成の質の向上が図られた。

学力の伸長を支える体制を整備するため、学校における本市独自の人材確保策として、学習指導補助員、ICT*サポーター、市講師の配置等を行った。また、全学校に配置した地域コーディネーター*は、学校の活動を支援する地域人材の発掘等に一定の成果を挙げている。しかし、教員の多忙化問題は解消できていないため、さらなる取組みが必要である。

また、特別支援教育・教育相談において、全小学校に特別支援教室及び本市独自の個別支援教室を設置し、特別支援教室専門員を配置するとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカー*を増員し、相談支援体制を強化したが、まだ途上であり、今後は保健・医療・福祉の関係機関と教育相談の連携のあり方も検討する必要がある。

小中一貫教育の実施の是非については、武蔵野市小中一貫教育検討委員会及び武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会における議論を踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来の環境で、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指すこととした。

学校教育における食育の基盤となる給食調理施設について、新学校給食桜堤調理場(仮称)基本計画を策定し、施設の更新に着手した。

(3) 文化・市民生活

地域フォーラム*やコミュニティ未来塾むさしの*の実施により、市民自身が地域の課題を的確に捉え、協議の場を運営していくことが推進された。「これからのコミュニティ*」の実現に向け、今後、市民間の議論が必要である。

コミュニティセンターのバリアフリー化のため、設置可能な施設へのエレベーター設置が順次進められた。法的課題により設置が困難な2か所のコミュニティセンター(本町・中央)への対応が課題となっている。

平成29(2017)年4月に武蔵野市男女平等の推進に関する条例が施行され、平成30(2018)年度に武蔵野市第四次男女平等推進計画が策定された。より一層、一人ひとりの多様性が尊重され認め合う社会の実現への取組みが求められる。

平成30(2018)年度には、文化振興に関する指針となる文化振興基本方針を策定した。

また、産業振興条例の制定、関係機関との創業支援体制の構築、市内4か所の創業支援施設

の開設支援等、市内の産業振興の一助となる施策を展開してきた。今後は、地域経済を活性化するため、魅力の向上等の積極的な取組みが求められる。

災害対策の推進については、地域への継続的な支援により市内全域での避難所運営組織*の設立等が見られ、自助・共助に関する取組みが推進された。また、災害時医療体制の再編成、要支援者の安否確認や避難支援体制の構築等、公助の体制が強化された。今後も引き続き、地域への啓発支援、関係機関等との連携強化、市の体制整備が期待される。

(4) 緑・環境

市民参加での検討に基づき、新クリーンセンターの整備を進め、稼働を開始したことは、本市の環境施策の中で特に評価できる。新クリーンセンターでは発電した電力を市役所等の周辺の公共施設へ供給でき、防災施設としての機能も備えたエネルギー地産地消*の全国的なモデルケースとなっている。

一方で、市の主な魅力の一つである緑は、公園緑地の整備・拡充や開発等にあって創出されているが、私有地の緑は減少傾向にあり、財政状況を踏まえながら、緑を守り増やしていく取組みが引き続き重要となる。

また、環境啓発の拠点として令和2（2020）年度に開設予定のエコプラザ（仮称）*の検討が進められてきた。今後は、運営方法や具体的なプログラムの内容について、これからの環境啓発のあり方を踏まえ検討する必要がある。

(5) 都市基盤

将来の財政状況を踏まえ、公共施設等を計画的に維持・更新していくために、公共施設等総合管理計画*や道路・下水道等の個別計画を策定したことや、まちづくりに関する計画として、景観ガイドライン*や三鷹駅北口街づくりビジョン*を策定したことは評価できる。

これまでに、まちづくり条例*において地区まちづくりに関する諸制度を創設し、西久保一丁目緑をまもる地区まちづくり計画が策定されるなど、地区の特性を生かしたまちづくりが進められた。しかし、市全域では十分に活用されていない状況である。今後は市民による自発的・自立的なまちづくり活動の支援に向け、制度のさらなる活用を促す取組みが必要である。

吉祥寺駅周辺では南北自由通路の開通、三鷹駅周辺では補助幹線道路*の整備推進、武蔵境駅周辺では鉄道高架化や北口駅前広場の整備が完了し、三駅周辺の基盤整備は着実に進められた。

また、合流式下水道*改善施設や雨水貯留・浸透施設*、道路の新設・拡幅整備や電線類地中化等の様々な事業を進め、都市防災機能の向上や環境負荷の低減等が図られた。

(6) 行財政

市民自治のさらなる推進に向けて、武蔵野市自治基本条例*の骨子の具体的な検討を市民・市議会とともに進め、条例制定の見通しを定めたことは成果として認められる。

また、大規模事業の投資的経費や社会保障費等が増加しているにもかかわらず、人口増に伴う納税者数の伸びを背景に、市税徴収率向上の取組み、事務事業の見直し等によって健全な財政を維持し続けていることも評価できる。

一方、財源や人的資源に限りがある中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、既存事業の見直しをさらに効果的に進められる仕組みの構築が求められる。

第4章

市政を取り巻く 状況

1

市勢の概要

2

将来人口推計

3

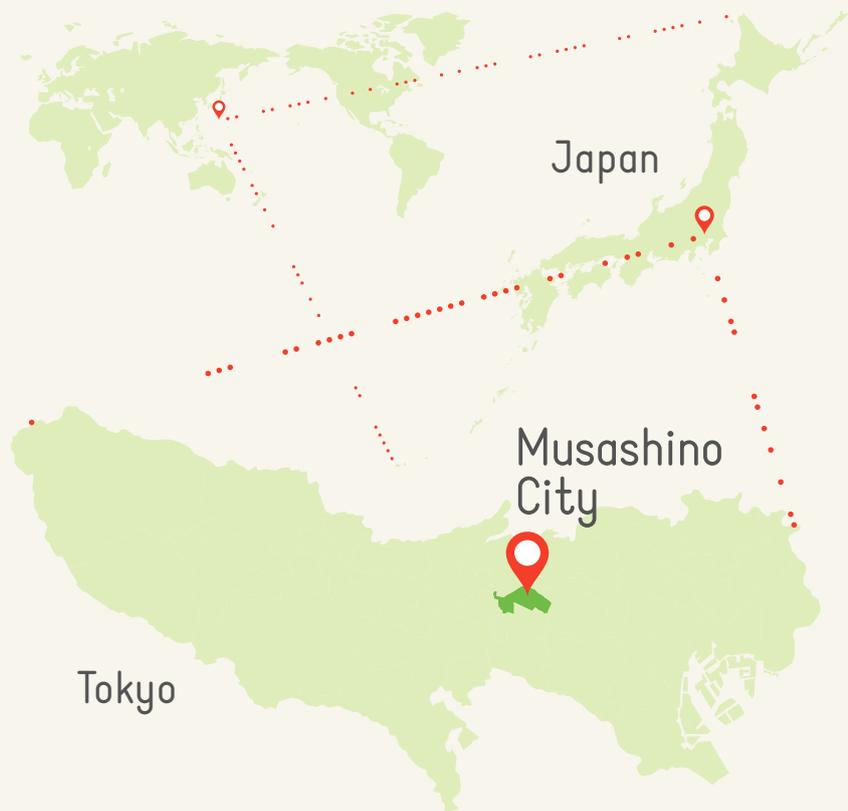
財政計画の概要

4

社会経済情勢等の変化

*は巻末の
用語集参照

1 市勢の概要



本市は、東京都内の多摩地域において特別区との接点に位置し、市域は東西6.4km、南北3.1km、面積10.98平方kmと基礎自治体の中では狭小である。地形はおおむね平坦で、全域が既成市街地*化している。

人口は、昭和40年代から約50年間にわたり13万人台で推移してきたが、直近の約10年間では転入と出生数の増により大幅な増加基調が見られ、現在は約14万7,000人（令和2（2020）年1月1日現在）に至っており、今後も当面は人口増が続くと見込まれている。

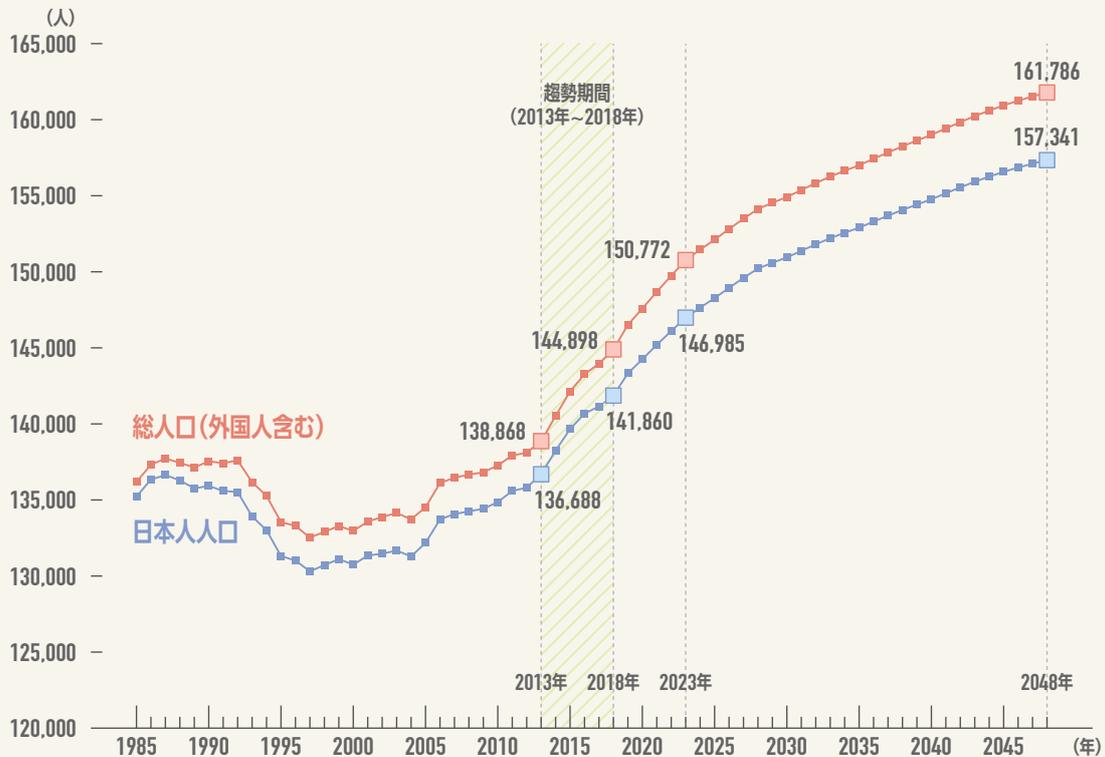
市内には、JR中央線の三駅（吉祥寺、三鷹、武蔵境）を有するとともに、吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。南北方向の移動は路線バス交通が担い、コミュニティバス「ムーバス*」が公共交通の空白地域を補完している。

このように交通の利便性が高く、緑豊かで閑静な住宅地が広がるという特色を持ち、また都内有数の商業地や企業・大学などの存在により、昼間人口が夜間人口より多いという性格を有している。三駅を核として特色のあるまちが形成され、緑豊かな魅力のある都市として発展してきたことから、様々な調査においても住みたいまちとしての高い評価を得ている。

一方、戦後比較的早期に整備してきた公共施設や都市基盤施設がリニューアルを必要とする時期を迎えており、より一層の計画的な市政運営に取り組んでいく必要がある。

2 将来人口推計

◆ 将来人口（総人口及び日本人人口）



資料：武蔵野市の将来人口推計（平成30年10月）

本市の総人口は、直近5年間で約6,000人増加しており、現在は約14万7,000人となっている。平成30（2018）年に本市で実施した人口推計では、令和5（2023）年には15万人を突破し、令和30（2048）年には約16万2,000人になると推計している。

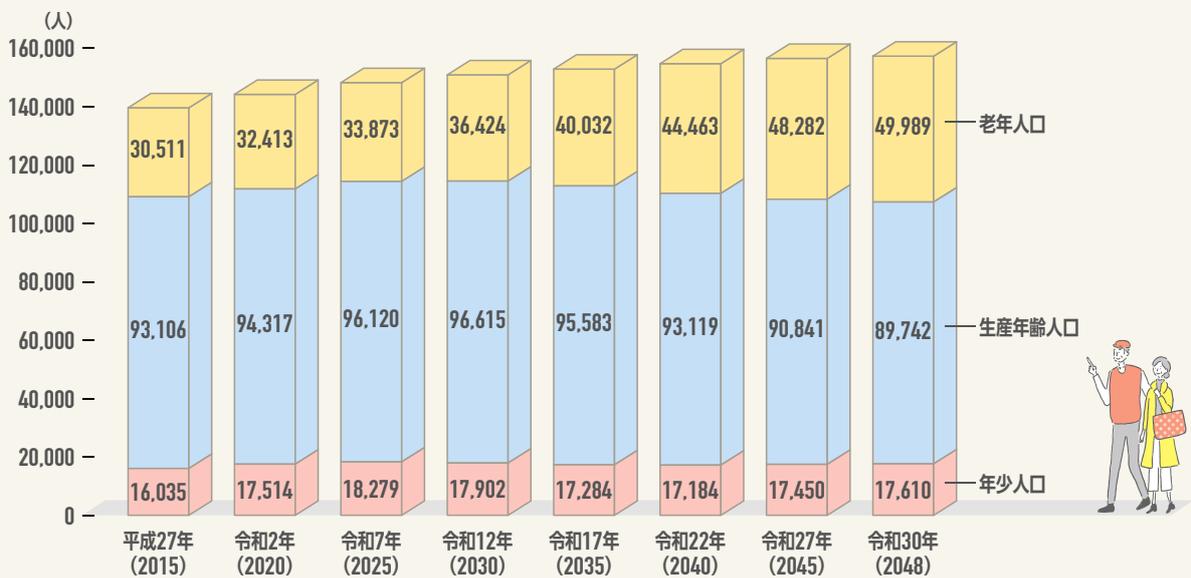
そのうち、日本人人口は、現在の約14万3,000人から、令和30（2048）年には約15万7,000人になると推計している。

外国人人口は、現在の約3,000人から、令和30（2048）年には約4,500人になると推計しているが、今後の出入国管理制度や社会経済環境による影響が大きいため、流動的な数値として捉える必要がある。

2 将来人口推計

日本人人口の内訳を年齢3区分で見ると、65歳以上の老年人口は増加傾向が続き、平成27(2015)年に21.8%の老年人口比率(高齢化率)は、令和30(2048)年には31.8%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれる。一方、15歳未満の年少人口は、平成27(2015)年の11.5%から増減を経て、令和30(2048)年には11.2%になると見込まれる。また15歳から64歳までの生産年齢人口は、増減を経ながらも本計画の期間全体を通じては減少傾向にあり、平成27(2015)年の66.7%から、令和30(2048)年には57.0%に低下すると見込まれる。

◆ 将来年齢3区分人口(日本人人口)



資料:武蔵野市の将来人口推計(平成30年10月)

◆ 将来年齢3区分人口比率(日本人人口)



資料:武蔵野市の将来人口推計(平成30年10月)

参考:令和30(2048)年の全国値:老年人口37.4%、生産年齢人口52.0%、年少人口10.6%(国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)

◆ 家族類型別世帯数の将来見通し



資料:武蔵野市の将来人口推計(平成30年10月)より作成

世帯については、単身世帯は、今後も数は増加するものの、比率は横ばいで推移する。核家族世帯は、数は増加するものの、比率は低下傾向となる。一方、高齢者単身世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は及び比率は、継続して増加し続けると見込まれる。

全国的には人口減少が始まっており、東京都も令和7(2025)年には人口のピークを迎えると推計している中で、本市においては、今後30年間は人口が減らないと予測している。本市においては、若年層が多く転入し、その後も市内にとどまっている状況がみられ、このことが人口増につながっていると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

なお、本市では長期計画や調整計画の策定にあわせて4年ごとに人口推計を行っているが、今後は、一定の基準(おおむね総人口の1%程度)を設けて、人口が推計値から一定の基準以上乖離した場合には、推計の見直しを行うこととする。今後、本市で策定する各種の個別計画等については、直近の人口推計の結果を参考に策定することを原則とするが、既に策定済みの計画を、新たな人口推計の結果によって見直すことは原則として行わない。

3 財政計画の概要

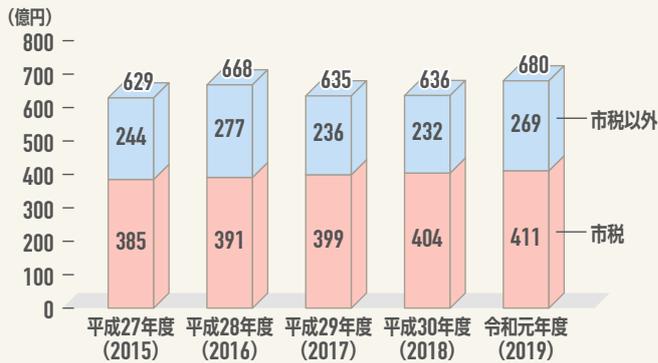
(1) 財政の現状と課題

本市は、住民の高い担税力*に支えられ、幅広い市民参加・協働の取組みによって様々な施策を実施するとともに、公共施設や都市基盤施設のハード面も、質・量ともに高い水準で整備を行ってきた。本市の財政力指数*は、平成30(2018)年度において、1.52(過去3か年平均)となっており、全国の市の中においても、トップクラスの財政力を有している。

◆ 財政力指数*の推移(3か年平均)



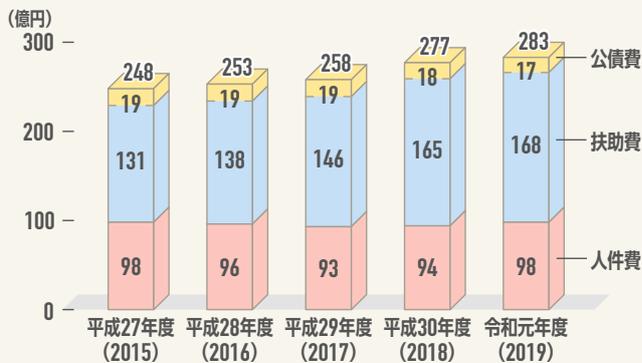
◆ 当初予算における市税の推移



過去5年間の当初予算は、629億円から680億円の間に推移している。市税は歳入全体の約6割を占めている状況である。



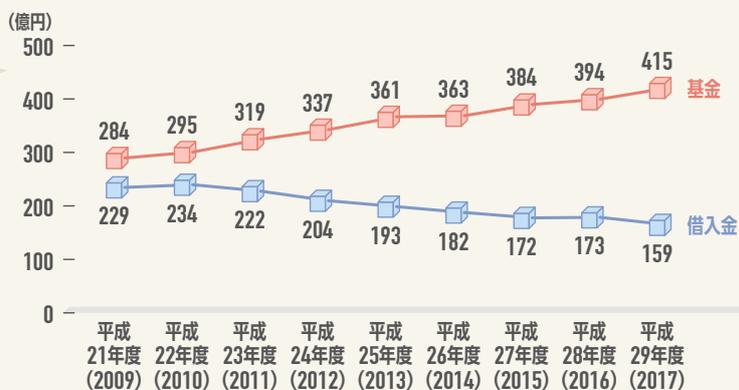
◆ 当初予算における義務的経費の推移



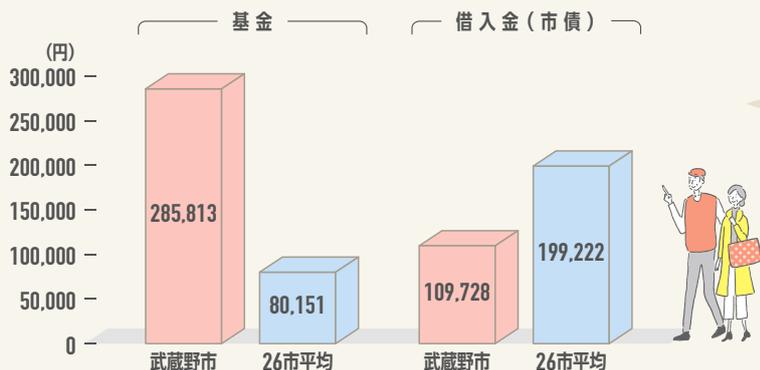
歳出については、義務的経費である人件費*、扶助費*及び公債費*は令和元(2019)年度当初予算では、約283億円となっており、歳出全体の4割強を占めている。特に扶助費*の伸びが著しく、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までで28.2%増となっている。また、義務的経費以外では、委託費等の物件費*が他市と比べても高い割合を占めている。これらの状況から、今後も堅実な財政運営を続けることが必要である。

◆ 基金と借入金 of 年度末残高の推移 (一般会計)

本市の基金残高(一般会計)は平成29(2017)年度末において415億円となっており、このうち資産の更新・新設に備えるための基金は341億円となっている。一方、借入金残高(一般会計)は159億円となっている。



◆ 住民1人当たりの基金と借入金 (平成29(2017)年度 一般会計決算)



住民1人当たりの基金と借入金(市債)の額(平成29(2017)年度決算)は、基金が285,813円となり、借入金(市債)が109,728円となっている。多摩地域26市の平均(基金80,151円、借入金(市債)199,222円)と比較しても良好な状態である。

(2) 財政見通し

歳入については、その6割を占める市税は、前回の長期計画の策定時より人口が増加しているため個人市民税が増となり、固定資産税も地価の動向や、家屋の建築動向を受け、安定的に推移することが見込まれる。一方、法人市民税は、税制改正により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因の一つである。平成30(2018)年度は、ふるさと納税制度による減収が年間約5億円と看過できないものとなっており、その対策が求められている。今後もふるさと納税制度の利用の拡大による減収が見込まれるが、むこう5年間は納税義務者数の増加等により、市税全体では微増で推移することを見込んでいる。

歳出については、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、本計画の期間である令和3(2021)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額な費用が必要となることが想定される。

4 社会経済情勢等の変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、市政を取り巻く国際的・国内的な社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

近年の世界的な気候変動がもたらす深刻な影響や、我が国においてすでに進行している人口減少、また技術革新が進むことによる社会の仕組みの変革等、この計画期間は、これまで経験してこなかった新たな事象が起こり得る時代であると言える。その過程において発生する課題を、市民自治や市民協働の充実を通して乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

(1) 地球環境問題の深刻化

○自然災害被害の甚大化(水害・猛暑・地震)

地球温暖化の進行に伴い、台風や豪雨の規模や頻度が増大化する傾向にあり、これらによる風水害・土砂災害の発生リスクが高まっている。都市部では人口や建築物が集中し、ライフラインや交通機関等が高密度に整備されている。このため、大規模震災等が発生した場合には、家屋や高層建築物の倒壊、大規模な火災の発生が予想される。また集中豪雨が発生した場合には、道路の冠水や浸水等が発生し、短時間で大規模な被害が生じることが予想され、ライフラインや交通機関の寸断が経済・社会活動に与える被害も甚大なものとなる危険性がある。



○環境の変化による資源確保への影響

地球温暖化が進むことで、気温上昇や干ばつによる農業生産量の減少や、海洋生態系の損失による水産資源不足など、食料を確保するうえで多くの影響を受けることが予測される。また、発展途上国の経済成長と人口増加により、今後エネルギー消費量は大幅な増加が見込まれ、燃料資源や鉱物資源の資源獲得競争も激化すると懸念されている。限りある資源を効率的に利用していくことで、持続可能な社会を構築することが求められる。

(2) 少子高齢社会の到来

○人生100年時代*

長寿命化により100歳までの人生は珍しくなくなっている。この長い人生を充実させるためには、年齢区分を前提とした発想ではなく、教育・学習機会の充実、性別役割分業を超えた多様な働き方の実現、経験や社会関係などの無形資産の重要性が指摘されている。そこで、年少期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまで生涯にわたって活躍できる場を持ち、活躍するための能力や資産、健康を維持、向上させることが大切となる。政府は平成30(2018)年6月に「人づくり革命基本構想」を取りまとめ、幼児教育・高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育(学び直し)、高齢者雇用の促進の政策を実施することを明記している。



○労働力不足

日本の労働力人口(15歳以上で働く意思と能力がある人の合計で、失業者も含む)は、女性の労働力率の上昇等により平成24(2012)年以降増加が続いている。しかし、総人口は平成23(2011)年から減少局面に入っており、業種によってはすでに人手不足感が高まっている。また、日本は国際比較において労働生産性が低いことも明らかになっている。今後も生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人の合計)の減少が続く中、女性や高齢者・外国人・障害者など誰もが働きやすい環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、人材の能力開発や非効率な働き方の改革、適切な労務管理等により、労働生産性を高めていくことが求められている。



○働き方改革

官民をあげて、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて取組みが行われている。政府は平成29(2017)年に働き方改革実行計画を策定した。平成30(2018)年働き方改革関連法が成立し(平成31(2019)年4月から順次施行)、長時間労働の是正や、非正規雇用の処遇改善等の一連の制度改正が進められている。



4 社会経済情勢等の変化

(3) 高度情報技術の進展



○AI*を活用した革新的サービスや製品の進化

技術革新により、大量のデータを用いることでAI*(人工知能)自身が知識を獲得し、学習することができるようになる。そのことによって、これまで不可能と思われていた非定型的な知的業務や複雑な手仕事業務も、AI*により代替可能になりつつある。文章の自動翻訳、自動車の自動運転、金融機関での融資判断など、様々な分野で活用が広がっており、社会生活において急激な変革が次々と始まることが予見される。

○RPA*技術の進展

RPA*とは、ロボティック・プロセス・オートメーション(Robotic Process Automation)の略で、これまで人が行っていたデータ入力など、コンピュータでの定型的な事務処理業務を自動化するソフトウェアやシステムである。企業や自治体など、様々な分野で、情報の整理や資料作成業務の効率化・自動化に対応できる技術として実用化が始まっており、働き方改革における対策として期待されている技術である。



○キャッシュレス化の進展

キャッシュレスとは、クレジットカード、ICカードなどの電子マネー、スマートフォンでのQRコード決済など、現金を使わずに支払いをすることである。キャッシュレス化の進展により、日常生活での利便性向上、現金管理のコスト削減と業務効率化、税収向上などの効果が見込まれる。日本におけるキャッシュレス決済の比率は年々上昇しているが、平成27(2015)年で18%と他国に比べて低く、政府は令和7(2025)年に40%まで高める目標を掲げている。



(4) 国際社会の動向



○グローバル化の進展と世界経済の影響

国境を越えてヒト・モノ・カネ・情報の交流が活発になり、経済成長や技術革新、文化の発展等をもたらすと同時に、外国人旅行者や働き手としての外国人が増加するなど、多様な社会へと急激に展開している。一方、国際的規模の競争の激化による格差の拡大、企業や産業の再編による雇用の不安定化、地域経済の弱体化などの不安が高まっており、国内においてもあらゆる面でグローバル化への対応が求められている。

○国連によるSDGs*の採択

SDGs* (持続可能な開発目標) は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、貧困や教育、エネルギーなど17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指している。SDGs*は発展途上国だけでなく先進国も対象となり、また企業やNGO(非政府組織)も対象となる普遍的な目標である。自治体が抱えている課題解決や、持続可能なまちづくりの手段としてSDGs*の導入が始まり、企業においても社会的価値の向上、ビジネスチャンスや新たなパートナーシップにつながるため、SDGs*の達成を目指した取組みが広がっている。



○外国人旅行者の増加

政府が観光立国を目指す方針を打ち出して以降、観光ビザ取得要件の緩和、金融政策による円安、東アジア諸国の経済成長、インバウンド*政策等によって、日本を訪れる外国人旅行者(インバウンド*)は、平成24(2012)年の836万人から一貫して増加し、平成30(2018)年には過去最多の3,119万人となった。政府は経済成長のため、令和2(2020)年に外国人旅行者を4,000万人とする目標を掲げている。

4 社会経済情勢等の変化

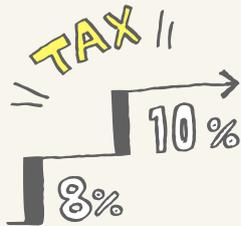
(5) 国の動向

○自治体戦略2040構想

総務省が平成29(2017)年10月に設置した「自治体戦略2040構想研究会」により平成30(2018)年7月に自治体戦略2040構想の最終報告(第二次報告)が取りまとめられた。2040年ごろに労働力、特に若年労働力が絶対的に不足することが予想されるため、人口縮減時代のパラダイム(考え方)への転換の必要性を提言している。この中で、市町村行政のフルセット主義*からの脱却、ICT*の活用による自治体の執行体制のスリム化、「圏域」単位での行政の推進など、地方自治体における対策を提起している。



○消費税増税



消費税率の8%から10%への引き上げは、2回の延期を経て、令和元(2019)年10月から実施されている。低所得者への配慮などを目的として、「酒類・外食を除く飲食品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象とした「軽減税率制度」や、キャッシュレス決済で購入した金額の一部を還元する「ポイント還元制度」、住民税非課税者及び3歳未満の子が属する世帯の世帯主を対象とした「プレミアム付商品券事業」等が実施されている。

○幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培い、少子化対策を進める観点等から、幼児教育の負担軽減を図ることになった。令和元(2019)年10月1日から、幼稚園・保育所・認定こども園等の3~5歳児と、住民税非課税世帯の0~2歳児を対象に、利用料が無償化されている。

国による施策であるが、財源は、当初半年は国が全額負担、半年後以降は国が1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担となる(公立施設は全額市町村負担)。また、一律の無償化により潜在的な需要が掘り起こされることで、特に都市部での待機児童問題への影響が懸念されている。



○外国人人材受け入れ制度の拡大・在住外国人の増加



政府は、技能実習制度やEPA(経済連携協定)、新たな在留資格(特定技能)の新設等によって外国人人材の受け入れを拡大する方針をとっており、また「留学生30万人計画」等によって外国人留学生の数も急増している。外国人労働者の数は、平成30(2018)年10月末で146万人に達し、5年でほぼ倍増しており、政府は、外国人人材の受け入れ・共生のための総合的対応策を推進するとしている。国内の在住外国人も、平成30(2018)年末で273万人と過去最多となっている。

第5章

基本的な考え方

1

計画に基づく市政運営

2

情報共有の原則

3

市民参加の原則

4

協働の原則

*は巻末の
用語集参照

長期計画における

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・

これを本市の市政運営の基本原則として

本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに

なお、この原則は、現在制定に向けて検討を進めている武蔵野市自治

1

計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

2

情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

基本的な考え方

長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、位置付け、現在に至るまで継承している。

発展させていくための4つの原則を掲げ、本計画における基本的な考え方とする。

基本条例*の中で掲げる、本市における自治の基本原則に基づくものである。

3

市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

4

協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

第6章

本計画における 基本課題等

1

基本目標と基本課題等との関係

2

基本課題



*は巻末の
用語集参照

1

基本目標と基本課題等との関係

本計画の冒頭で示した武蔵野市の目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題について、それぞれの関係のイメージを下図に示す。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して、それぞれが相互に関連するものである。そして、5つの基本目標を実現するために、本計画の期間中に特に重点的に取り組む8つの重点施策(第7章参照)を設定した。

目指すべき姿

誰もが安心して暮らし



基本課題

- A 少子高齢社会への挑戦
- B まちの活力の向上・魅力の発信
- C 安全・安心を高める環境整備
- D 公共施設・都市基盤施設の再構築
- E 参加・協働のさらなる推進

基本目標

1

多様性を認め合う
支え合いのまちづくり

2

未来ある子どもたちが
希望を持ち健やかに暮らせる
まちづくり

8 つ の

続けられる 魅力と活力があふれるまち



3

コミュニティを
育む
市民自治の
まちづくり

4

このまちに
つながる誰もが
住み・学び・働き・
楽しみ続けられる
まちづくり

5

限りある
資源を生かした
持続可能な
まちづくり

重点施策

「基本目標」と施策の体系における
「基本施策」・「施策」との関係

資料編
P128

「重点施策」と施策の体系における
「基本施策」・「施策」との関係

資料編
P130

少子高齢社会への挑戦

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命を延ばす取組み等を進める必要がある。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取組みを進めていく必要がある。

本市が持続可能なまちであるためには、世代間のバランスを保ち、子どもを産み育てる世代がさらに増えていくことが肝要であり、妊娠期からの切れ目ない支援、保育の質の確保、未来社会を切り拓くための資質・能力を育む教育の展開等、子育て環境のさらなる充実を進める必要がある。家族の形が多様化していることを踏まえ、単身世帯、共働き世帯、介護世帯等、あらゆる世帯のワークライフバランスの実現を支援していかなければならない。また、市民一人ひとりの健康寿命を延ばす取組みを進めるとともに、高齢になっても病気になっても、自分らしい生活を送ることができるような支援をこれまで以上に進めていく必要がある。

少子高齢社会では、介護や子育て等をはじめとして、生活者が抱える課題が多様化し、これを解決するための支援の裾野を広げていく必要がある。元気な高齢者、経験や様々な資格を持つ人材はもとより、それぞれの状況を抱える市民も支援する側として地域で活躍できるような仕組みと体制を整備していく。支えられる側も違った面では支える側になり得る、という意識を地域全体で共有し、地域人材の活躍によるまちぐるみの支え合いの取組みをさらに進めていく。

少子高齢社会への対応は社会全体の問題だが、市民一人ひとりができることを少しずつでも行動に移し、支え合いによる地域づくりを通じて、地域の未来をより良くするための取組みにつなげていく。



まちの活力の向上・魅力の発信

本市の人口は、今後もしばらくは伸びが続くと推計しているが、緑や街並みを大切に
した良好な住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これま
で市民とともに作り上げてきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信して
いくことで、現在の市民に長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入
希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要がある。

本市の人口については、主に若年層の転入に支えられ、今後もしばらくは伸びが続くと推計してい
る。ただし、全国的に人口減少が進む中、他市では魅力的なまちづくりを積極的に進める取組みが増え
ている。また、市民の市に対する愛着にも若干減退傾向がみられる。これらの要因によって、長期的に
は本市の魅力と活力の衰退が加速していくおそれがあり、より能動的な魅力向上の取組みと発信が必要
とされる。これまで市民とともに作り上げてきた市の魅力とその源泉を、市民と改めて共有するととも
に、新しく迎え入れる市民にも積極的に伝えていく。そのことにより、今後も選ばれるまちでいられる
よう、本市の魅力を新たに共創し、市内での定住意向や自発的なまちづくり活動の基礎となるシビック
プライド*（市への愛着）をともに育てていく。

本市では、これまで積極的な人口増加のための政策を行わず、低層住宅地を中心とした土地利用を継
続することで、緑や街並みを大切にした良好な住環境を守ってきた。特に緑については、昭和48(1973)
年に武蔵野市民緑の憲章を制定し、積極的な維持・保全に努めてきたことで、本市の魅力の大きな要素
として高く評価されている。こうした住環境の質を守り高めていく方向性は、今までどおり堅持しつ
つ、人口推計に現れている人口の増加については、本市の持続的な発展に資するものと受け止め、今後
もこれまで以上に魅力あるまちづくりを行っていく必要がある。

市民の暮らしの質を高め長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし
ていくため、より戦略的なまちづくりに着手し、本市の個性と魅力をさらに磨き上げ、戦略的かつ継続
的に内外に発信・共有し、居住者、転入者、来街者のそれぞれに向けた効果的なPRを展開する。長年に
わたり育まれてきた市民文化・都市文化の振興と、本市の強みを生かした産業振興、多様な主体による
充実した公共サービスによって、職住近接などの新しいライフスタイルを実現し、武蔵野市の新たな魅
力創出につなげ、まちの活力を向上させていく。



安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

平成30(2018)年度に実施した市民意識調査によると、武蔵野市の将来像として、「治安が良く災害に強いまち」を選択した人が54.5%で全体の1位、市の施策における重要度として、災害対策が92.1%で1位、安全対策が91.0%で3位と、安全・安心を求める市民の意識は依然として強い。

市としては、市民や来街者に安心して過ごしてもらうために、災害に強い都市基盤の整備や建物の耐震化向上の取組み等、ハード面での対応を行う。さらに、市民の自助の促進、迅速な情報伝達、多様な組織による連携など、ソフト面での対策にさらに幅広く取り組むことにより、市民の総合的な防災力の強化や体感治安*の向上に向けて、安全・安心を高める環境整備を進める。

また、防災や防犯に限らず、全ての人がライフスタイルの違いや障害の有無、国籍や性自認*、性的指向*等の違いを超え、多様性を尊重し合い、人権が守られることで、市民生活における広い意味での「安心感」につながっていく。市民がそれぞれの幸せを追求できるよう、妨げとなっている困難や困窮を取り除くことを支援し、一人ひとりが「できることや人とのつながりを増やしていく」ことで、誰もが安心して暮らし続けられるまちが実現する。そのために子育て・福祉・健康・その他の様々な分野においてセーフティネットや相談支援体制の充実を図る。



公共施設・都市基盤施設の再構築

住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。

本市においては、昭和30～40年代の急激な人口増加や市民のニーズに対応しながら公共施設や都市基盤施設（以下「公共施設等」という。）の整備を行ってきたため、これらの老朽化に伴う更新への取り組みが求められている。特に令和12（2030）年前後から、多くの公共施設が更新時期（原則築後60年）を迎えることになり、再整備に多額の費用負担が集中することから、様々な工夫をしながら計画的に取り組んでいく必要がある。

公共施設等は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもあり、個々の公共施設等の維持・更新や再整備に留まらず、武蔵野市の将来像を見据えた総合的な視点を持って、新たな価値を創造していくという「再構築」の考え方を持つことが重要である。

公共施設等の再構築にあたっては、新たな人口推計の結果も踏まえ、公共施設等のあり方、量と質の最適化、施設整備やサービス提供主体のあり方、資産の有効活用のあり方等を多面的に分析・検討し、時代の変化とともに生じる新たな公共課題に対応していくものでなくてはならない。また、限りある資源を有効に活用するという観点からも、現在、一部の公共施設において、市民以外の利用が多くなることで市民がサービスを受けにくい状況が発生しているという現状を踏まえ、市民と市民以外に対するサービス提供のあり方を検討していく必要がある。

この先も長期的視点に立って、今後の公共施設等の再構築にどれほどの財政支出が必要となるのか、そしてどの程度の財源を確保することが可能なのかを慎重に見極めつつ、事務事業見直しの継続や、様々な行政サービスの水準や受益者負担の適正化、市民感覚を踏まえた効率化の取り組み等の行財政改革に不断の努力を継続し、健全な行財政運営を維持していかなければならない。

そして、市民の暮らしに根付いている公共施設等の再構築を進めるうえでは、必要な情報を市が正しく提示し、市民全体でこの重要な課題を共有しながら、公共施設等の適正な規模や水準も含め、市民との対話を通して、共に知恵を出し考えながら取り組んでいく必要がある。



参加・協働のさらなる推進

地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合っ取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

インターネットの普及とSNS*の浸透により、同じ価値観を持った人たちとのつながりを持つことが容易となり、人々はどのコミュニティに属するかを選択できるようになっている。このことにより、身近な地域を超えた人間関係の広域化が進んでいる反面、地域の顔の見えるつながりが薄まってきているという状況が見られる。

一方、地域における公共的な課題はますます多様化・複雑化しており、これらに適切に対応していくためには、行政中心の取組みだけでは限界がある。多様化する地域の課題には地域の力による支え合いや参加・協働の取組みが不可欠であり、地域でつながることの持つ価値や重要性を再認識し、今の時代にあったつながりの方策を考えていく必要がある。

本市では戦後、全市的には自治会や町内会が組織されず、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりが進められてきた。しかしながら、担い手の高齢化や固定化等の問題が継続しており、新たな担い手の確保や若い世代の参加促進等が課題となっている。市民の地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの役割は変わらないものの、子育て・防災・福祉など様々な目的を持った市民活動団体の活動は、地域というコミュニティを超えて広がりを持っている。多様な公共サービスを提供していくためには、地域コミュニティと市民活動との連携のあり方を検討していく必要がある。

地域をより良くしていくためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合っ取り組むことが大切である。行政と市民、市民活動団体、学校、民間事業者など様々な主体との連携・協働や、市民団体同士の連携等、多様なつながりが構築されていくことが地域の力となる。行政が様々な主体と協働するためには、お互いの特性と立場を理解し、情報を共有し、協力する関係が不可欠である。そのために、行政は様々な情報をわかりやすく、また市民が自らの関心に基づいて分析できる形で提供し、透明性を高めていくことで、市民のまちづくりへの参加意識の向上を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく。



第7章

重点施策

1

武蔵野市ならではの地域共生社会の推進

2

子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立

3

いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進

4

豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興

5

三駅周辺の新たな魅力と価値の創造

6

武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築

7

時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展

8

未来につなぐ公共施設等の再構築

*は巻末の
用語集参照

武蔵野市ならではの 地域共生社会*の推進

全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。



子どもと子育て家庭を 切れ目なく支援する体制の確立

全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を図る。そのために、様々な段階での相談支援の体制として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立し、地域社会全体で子どもと子育てを応援する施策を充実させ、子どもの「生きる力*」を育むための多様な施策を推進していく。

8つの重

三駅周辺の 新たな魅力と価値の創造

本市には吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化、緑の空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を生かしたまちづくりを進める。また、市民等による自発的・自立的なエアーマネジメント*活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。



武蔵野が誇る緑を基軸とした 環境都市の構築

暮らしに潤いや安らぎをもたらす緑は、本市の良好な住環境を形成する重要な役割を担っているが、維持管理の負担等から、民有地では減少傾向にある。本市の実情を踏まえながら、これからも日々の暮らしの中で緑を楽しむことができるまちづくりを推進していく。

また、地球環境は有限であり、人間の活動が地球温暖化をもたらしているという課題を認識したうえで、環境に配慮した行動を実施する必要性がより一層高まっている。クリーンセンター及び環境啓発施設エコプラザ(仮称)*を中心とし、環境への配慮の大切さ、日常生活と環境問題とのつながりを発信することで、市民一人ひとりの行動を促し、人と自然が調和する環境都市を構築していく。

いつでも安全・安心を 実感できるまちづくりの推進

発生が予想される首都直下地震等に対応するため、多様な主体と連携して災害への備えを拡充し、市民、来街者等の全ての生命を守る取組みを強化するとともに、建築物の耐震性の向上等により都市の防災機能を高める。刑法犯認知件数*は減少している一方、特殊詐欺*等の被害は依然として多いため、被害を未然に防止し、市民の安心感を高めていく。



豊かな文化の発展と 活力をもたらす産業の振興

本市では、豊かで多様な市民文化を土台に、「武蔵野市」を特徴づける都市文化が形成されてきた。また、区内有数の商業集積地である吉祥寺を中心として、小売業、飲食業、サービス業をはじめとする産業が発展するとともに、文化の発信地としても認知されてきた。働き方や価値観の多様化が進む時代において、新たなライフスタイルを提供できるよう、さらなるまちの魅力を生み出し、発展させていくため、武蔵野市文化振興基本方針に基づく施策を展開し、豊かな暮らしを支える産業を振興していく。

点 施策

時代の変化に応じた 市民自治のさらなる発展

市民自治の原則は、昭和46(1971)年に策定した最初の長期計画以来、本市における市政運営の基本原則となってきた。これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史を将来にわたり継続し、発展させていくため、市政運営のルールを武蔵野市自治基本条例*として明記し、定着させていく。

一方で、市民自治における参加者や担い手の固定化、担い手の負担感の増加等の課題があるため、若者世代の参加を促し、その活動を支援するなど、参加者の裾野を広げる取組みを新たに進める必要がある。

市と市民との「情報共有」により「市民参加」が進み、「協働」につながっていくという循環の仕組みを構築し、これまで大切にしてきた

市民自治の理念を継続しつつ、時代に合った新たな手法を常に検討し、さらなる市民自治の発展を図る。



未来につなぐ 公共施設等の再構築

公共施設及び都市基盤施設の老朽化に対して、限りある財源の中で、各施設の質や総量の適正化を総合的に検討し、計画的に維持・更新を進めていく必要がある。必要な公共サービスを維持し、向上させ、まちの魅力や文化の醸成を図り、新たな価値を創造していくため、多様な価値観を認め合える幅広い合意形成を図りながら、武蔵野市公共施設等総合管理計画*に基づき、公共施設及び都市基盤施設の計画的な更新と再構築を進めていく。

